

大規模災害に備えた医療提供体制の確保

政策提言先 厚生労働省・内閣府

政策提言の要旨

今般の東日本大震災は想定をはるかに超える大規模かつ深刻な災害であり、都道府県単位での地震対策、津波対策が十分ではないことを強く認識したところです。特に、被災者の生命に直結する医療救護活動において、現場での効果的な対応を阻む多くの事象が明らかとなっており、国において災害時の医療救護支援のあり方等を早急に見直す必要があると考えます。このため、以下の内容について、提言いたします。

【政策提言の具体的内容】

- (1) 広域かつ長期にわたる医療救護支援体制の構築
- (2) 医薬品等の確保、供給体制の検討
- (3) 災害医療の拠点となる医療機関の耐震化の推進

【政策提言の理由】

- (1) 大規模な災害では被災地域以外の都道府県からの広域的な支援が不可欠ですが、支援要請が様々なルートを通じてなされたこと、支援側に必要な情報が伝わらないことなど混乱があり、支援と受援の間の総合的な調整を行う必要があります。
また、DMAT活動など発災直後の救命に重点をおいたこれまでの災害医療体制に加え、被災地域の医療機関の継続的な活動への支援や、避難所等における健康状態の悪化への対応など、長期にわたる、広域的な医療救護支援体制を早急に構築する必要があります。
- (2) 被害の大きな地域では、被災者や医療機関の医薬品や衛生材料のニーズに対して、県内の備蓄だけでは十分に供給できず、医療救護活動の大きな妨げとなります。また避難生活が広範囲かつ長期になるなかでは、県を超えた広域的な医薬品等の確保と供給体制が必要です。
- (3) 災害時に重要な役割を担う医療施設の耐震化を加速させるため、医療施設耐震化臨時特例交付金による事業と同様の新たな助成制度の創設、また、現行の医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引き上げと、災害時に道路等が寸断された際、各地域での医療活動の拠点としての役割が期待される有床診療所を補助対象とすることが必要です。あわせて、浸水や大規模停電における電源確保対策を講じる必要があります。